

緑が丘地区
市政懇談会資料
(意見交換)

日時：令和6年11月23日

午後3時～

場所：緑が丘町公民館

市政懇談会出席者一覧

役 職	氏 名
市 長	なか た かず ひこ 仲 田 一 彦
副 市 長	おお にし ひろ し 大 西 浩 志
副 市 長	ごう だ ひとし 合 田 仁
教 育 長	おお きた ゆ み 大 北 由 美
総合政策部長	あか まつ ひろ あき 赤 松 宏 朗
総務部長	ふじ わら けん じ 藤 原 健 二
市民生活部長	くだ まつ とし き 降 松 俊 基
健康福祉部長	いの うえ のり こ 井 上 典 子
産業振興部長	あら いけ よう じ 荒 池 洋 至
都市整備部長	とも さだ ひさし 友 定 久
上下水道部長	にしき のぼる 錦 昇
議会事務局長	こう もり のぶ あき 公 森 伸 明
消 防 長	はやし かず しげ 林 一 成
教育総務部長	もり た ま き 森 田 真 規
教育振興部長	なべ しま けん いち 鍋 島 健 一

地区からの意見・提言(意見交換)

緑が丘地区

	意見・提言の内容	回答者
1	地震に対応の避難所運営について	総合政策部長
2	三木市敬老事業補助金交付要綱について	健康福祉部長
3	福祉タクシー利用券の期限延長について	健康福祉部長
4	信号機の設置について	市民生活部長
5	地域活動にDXの導入を	市民生活部長

市政懇談会 回答

地区名	緑が丘地区	
意見・提言等	1	地震に対応の避難所運営について (まちづくり協議会)
(内容)		
<p>地震等発生時の避難所開設は 2 次避難所として緑が丘小学校および緑が丘中学校が設定されているが以下の課題についてお尋ねします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 収容人数のスペースは確保出来るのか 2 食料や水などの備蓄品の補充は十分なのか 3 避難所の冷暖房は完備しているのか 		
回 答	(担当課) 総合政策部 危機管理課	
<p>1 指定避難所に指定している緑が丘小学校及び緑が丘中学校は、それぞれ収容可能人数約 770 人と 850 人となっており、それに対して、避難者想定数が約 600 人と 300 人と想定しています。両施設合わせますと約 700 人の余裕がある状況となりますので、避難者の収容スペースは十分に確保できていると考えています。</p> <p>2 大規模災害時には、道路の寸断等により流通機能が停止し、外部からの救援物資が届きにくくなることが想定されるため、市民の皆様には、区長並びに民生委員児童委員を対象として毎年開催しております自主防災組織の活動説明会や防災情報マップ等により 3 日間程度の家庭備蓄の依頼を行っているところです。</p> <p>市が行う備蓄は、外出時に被災し、家庭備蓄品の持出しができない、また、備蓄をしていない方も一定数考えられるため、家庭備蓄の不足を補うために、非常食や水等の物品を市が定める三木市備蓄計画に基づき購入し、指定避難所に備え付けています。</p> <p>主な備蓄品としましては、避難者 1 人に対して、飲料水 500 ml 入り 2 本、非常食 2 食、毛布 2 枚を備え付けています。</p> <p>このほか、避難所運営に必要な消毒液などの感染症対策物品、仕切りパーテーション、段ボールベッド、粉ミルク、液体ミルク、簡易トイレなどがあります。また、備蓄物品に不足が生じた場合に対応するため、食糧や生活物資等を扱う民間事業者と災害時応援協定を積極的に締結し災害に備えています。</p>		

3 指定避難所の冷暖房設備については、緑が丘小学校及び緑が丘中学校共に体育館以外の教室等に設備を整備しています。

暑い時期や寒い時期の対策としましては、体育館以外の部屋を優先的に使用する計画で、避難者が多く冷暖房設備のある部屋へ収容しきれない場合は、近隣で冷暖房設備があり、収容人数に余裕のある指定避難所への避難を促す対応も必要と考えています。このほか、災害時応援協定を締結している民間事業者から、冷風機等の機器を提供いただく対応も行います。

市政懇談会 回答

地区名	緑が丘地区	
意見・提言等	2	三木市敬老事業補助金交付要綱について (まちづくり協議会)
<p>(内容)</p> <p>令和6年度から当該交付金に伴う基礎データは「個人情報保護法」に抵触を理由に提示されなくなった。その業務を自治会などに委託され実施した。いくつかの疑問が発生したのでお尋ねする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自治会では会員の生年月日まで把握しておらず75歳の確認が取れない 2 自治会は会員の把握はできるが身上移動などの非会員の把握はできない 3 会員が福祉施設などへ入居された場合施設からの支給がわからない 4 住民基本台帳からの情報が不明(同居されているのか) 5 自治会活動で得た情報も個人情報保護法に抵触する 6 自治会が行政の業務を代行することによる負担の増加、住民不信感の増加 		
回 答	(担当課) 健康福祉部 福祉課	
<p>「敬老事業補助金」は、多年にわたり社会の進展に寄与された高齢者を敬愛するとともに、高齢者福祉について広く市民の関心と理解を深めることを目的として敬老会の開催その他高齢者の長寿を祝うための事業を実施する自治会等に対し交付しています。</p> <p>令和4年度に、本市では長年実施する事業のうち、社会情勢等により時代に即さないと思われる事業の見直しを行いました。</p> <p>そういったなか、この補助金については、敬老会の開催が自治会の負担になっているとの声や、対象者への記念品配布のみで本来の「敬老」の趣旨が薄れているとの声などがあったことから、事業の廃止を検討し、令和4年6月に、区長協議会連合会定例理事会で、その状況を報告いたしました。</p> <p>この報告に対して、区長協議会連合会が各地区に意見を聴取され、事業の継続を求める意見や、記念品配布も友愛訪問として高齢者の様子を知ることのできる貴重な機会であるといった意見など</p>		

補助金存続を区長協議会連合会から要望されました。

この要望を受けて、改めて市において見直しを行い、希望される自治会には引き続き補助金が受け取れるように事業を継続することについて、令和5年8月の区長協議会連合会定例理事会に報告し、了承いただいたところです。

また、補助事業であるにもかかわらず、本人の同意なく市が対象者の名簿を作成し、自治会に提示することについて「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）遵守の観点から運用を見直し、今年度から、それぞれの自治会において対象者を把握し、事業を実施するようお願いしたところです。

具体的には

①補助金の対象となる75歳以上の方の把握については、

例えば「自治会内に居住する」「（令和6年度であれば）昭和25年4月1日以前生まれの方」を対象とした敬老事業を実施することを全戸回覧などで周知いただき参加者を募ることなどで、対象者を把握いただければと思います。

②施設入所されている方や自治会未加入の方に対しては、

敬老事業を実施するかどうかは、それぞれの自治会で決めていただくようお願いします。なお、今年度から福祉施設が入所者を対象に実施する敬老事業は補助金の交付対象とはしておりません。

このように、敬老事業の実施については、あくまでも各自治会が主体的に取り組まれる事業として、実施される自治会に対して、市はその費用の一部を助成するもので、市が各自治会に敬老会の開催を委託しているものではありません。

この趣旨をご理解いただき、各自治会の創意により事業を実施されるようお願いしているところです。

次に、自治会活動で得た個人情報についての取扱いにつきまして、お答えします。

個人情報保護法は自治会活動にも範囲が及び、自治会活動で知り得た個人情報についても適切に取り扱う必要があります。それぞれの自治会内において、例えば、個人情報を取得されるときに使用する目的を明らかにする、目的以外のことに使わないようにする、安全に管理する、といったルールを決めて適正に取り扱って

ただきますようよろしくお願ひします。

市政懇談会 回答

地区名	緑が丘地区	
意見・提言等	3	福祉タクシー利用券の期限延長について (まちづくり協議会)
(内容)		
<p>1 令和5年度配布分の有効期限を令和8年3月末まで延長されたい</p> <p>2 配布枚数と利用枚数の実態について</p> <p>3 予算削減をうたいながら1年の利用制限はいかがなものか</p>		
回答	(担当課) 健康福祉部 福祉課	
<p>本市では、高齢者及び障害者の生活上の利便を提供し、社会参加を促進し、生きがいつくりと自立の向上を図ることを目的として高齢者及び障害者に対してバス等運賃助成事業を実施しています。</p> <p>助成内容としては、2,000円相当の神姫バス乗車券や神戸電鉄乗車券、タクシー利用助成券など6種類の中から1年度に1冊を限度に、住民税非課税の方は無料、課税の方は500円の利用者負担で交付しています。</p> <p>あわせて、運転免許証を自主返納された高齢者の移動支援として返納後の1回に限り、上記乗車券等を5冊交付しています。</p> <p>タクシー利用助成券は、昨年度まで有効期限を設けていませんでしたが、当面使用予定のない方でも、とりあえず受け取り、そのまま長期間保管されるといった、社会参加を促進し、生きがいつくりと自立の向上を図るといふ本来の事業目的と異なる実態になってしまっていたことから、このたび期限を設けることとしました。</p> <p>期限の考え方としては、受け取られてから1年間は使えるように、お渡しした日の属する年度の翌年度末としており、今年度お渡しした券は令和8年3月まで、令和5年度以前にお渡しした券は令和7年3月までとなっております。</p> <p>この有効期限については、広報みきや交付窓口、さらにはタクシー事業者にも周知していることから、有効期限の延長は予定しておりませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>		

なお、近年の配布枚数と利用枚数は次のとおりです。

	配布枚数	配布枚数		利用枚数
		高齢者運賃 助成	免許返納 移動支援	
R 4 年度	45,604	20,016 (5,004 冊)	25,588 (6,397 冊)	24,499
R 5 年度	22,884	19,580 (4,895 冊)	3,304 (826 冊)	19,123
R 6 年度 (8月末)	16,580	15,412 (3,853 冊)	1,168 (292 冊)	16,442

※ 高齢者運賃助成による交付は4枚綴りを1冊、免許返納移動支援による交付は4枚綴りを最大5冊しています。

免許返納による交付は令和5年度から1回限りとなりました。

市政懇談会 回答

地区名	緑が丘地区	
意見・提言等	4	信号機の設置について（まちづくり協議会）
<p>(内容)</p> <p>1 広野高原病院前の T 字路に渋滞と危険回避のために信号を設置してほしい</p> <p>2 緑が丘小学校の通学路である交差点の信号を「時差式」に変更されたし。昨年も提案したが車の通行量が規定に達していないという理由で却下された。しかし小学児童の通学路の安全確保のためには必要不可欠</p>		
回 答	(担当課) 市民生活部 生活安全課	
<p>1 広野高原病院前の信号機設置については、平成 28 年 1 月にも緑が丘まちづくり協議会からの要望を受け、以降、毎年、三木警察署を通じ兵庫県公安委員会に対し、設置の要望をしています。</p> <p>兵庫県公安委員会によると、県全体として、道路や歩行者の状況等を元に、優先度を判断されると聞いておりますので、引き続き、要望を続けてまいります。</p> <p>2 昨年度も提言いただいた、グリーンショップ石田の交差点を歩車分離式信号にすることについては、警察が可否を判断することとなっています。昨年度の市政懇談会后、現地立ち合い、また、今回の提案を受け、改めて三木警察署とも協議しましたが、以下の理由から設置不可との回答を得ています。</p> <p>【歩車分離式信号としない理由】</p> <p>①緑が丘コープ前及び旧トーホーストア前に歩車分離信号を設置しており、この中間にもうひとつ、歩車分離式信号を設置するのは、近接しすぎており、車両通行への影響が懸念される。</p> <p>②交通量が朝夕は多いものの、1 日を通してみると、通行量が規定に達していない。</p> <p>③歩車分離式信号は、待ち時間が長くなり、故意または過失により、信号無視をする人が現れるなどのリスクがある。</p>		

市政懇談会 回答

地区名	緑が丘地区	
意見・提言等	5	地域活動に DX の導入を（区長協議会）
<p>（内容）</p> <p>自治会費を徴収するのに各戸に役員が徴収している。現金を役員が預かっていることなどに不安を感じる。例えば、自治会への電子決済システム（ペイペイなど）の導入支援を市としてできないか。</p> <p>また、これに限らず、自治会役員の負担軽減に DX を活用できないか。</p>		
回 答	（担当課）市民生活部 市民協働課	
<p>自治会費の支払いに電子決済を導入することで、紙での請求書を銀行等へ持参し支払う手間を省くこと、役員が集金に回り現金を取り扱うことがなくなるなどのメリットもあります。一方で、電子決済アプリのダウンロードから使用するためのデジタルスキルが必要であること、自治会員内において、電子決済を利用する会員と利用しない会員双方への対応が必要になることや、電子決済サービスによってはサービス手数料が発生する場合など、自治会の負担増となることも考えられます。</p> <p>これらを考慮し、自治会の総意で導入すると決定した場合には、市としても他市の事例を紹介するなどの支援を行います。また、導入に係る費用については、現在交付しています「地域まちづくり交付金」の事業計画や事業予算に計上していただき、活用していただきたいと考えています。</p> <p>また、自治会役員の負担軽減については、全自治会へ依頼している全戸回覧の配布物を、令和2年度から緊急を要するものを除き、月初めの便に集約しました。これにより、実施前の令和元年度、228件ありました配布物は、令和4年度には129件と約半減しており、区長様の負担軽減に努めています。</p> <p>今後も自治会の負担軽減等については、デジタル化の活用など含め地域と一緒に考えていきますので、具体的な困りごとがあれば市民協働課までご相談ください。</p>		

<メ モ>

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dotted lines.